

## パブリックコメントの結果公表

- ・政策等の名称

第2次 成田市空家等対策計画（素案）

- ・意見等の募集期間

令和4年12月15日 から 令和5年1月16日

- ・意見等の件数

4件 （1人）

- ・担当課

建築住宅課（20-1564）

第2次 成田市空家等対策計画（素案）について提出された意見と市の考え方

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>P33 基本方針1 空き家化の予防</p> <p>空き家対策パンフレット作成は有効ですが、広報を如何に広めるかが重要。</p> <p>町会や自治会の組織率が低下して、行政回覧では不十分、新聞購読者も低下して「広報なりた」が読まれていない。</p> <p>専門家と連携しての相談体制強化は有効です。</p> <p>いずれにしても、その為の広報活動をどうするかが有効となります。</p>	<p>パンフレットの配布につきましては、市役所担当課窓口のほか、各支所などでも配布する予定です。</p> <p>行政回覧は、市からの情報を直接、各家庭に伝えるための手法の一つと考えておりますが、空き家の所有者は、市民に限らないことから、ホームページなども活用し、広く周知を図ってまいります。</p> <p>広報紙につきましては、ご指摘のとおり、新聞購読者が減少傾向にあるため、新聞折り込みによる配布だけではなく、本市では、広報なりたの情報を、ホームページやSNSでも発信しておりますことから、これらも活用することで、多くの皆様に情報が届くよう努めてまいります。</p>
2	<p>P34 空家対策で低炭素住宅への改修費用の補助や税制特例措置も有効。</p>	<p>低炭素住宅の認定件数が現段階では少ないことから、改修費用の補助につきましては、当計画の37ページにお示しのとおり、リフォームや解体についての補助制度の創設について、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>また、税制優遇措置につきましては、現行の低炭素住宅の税の軽減措置について、情報提供を行ってまいります。</p>

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
3	<p>P35 基本方針2 空き家の流通・活用</p> <p>空き家バンクをもっと広報するにはどうするか。</p> <p>これも町会・自治会の組織率の低下で、十分に市民に広報できていない。</p>	<p>空き家バンクの広報につきましては、広報なりたをはじめ、行政回覧、固定資産税の納税通知書の封筒や同封するチラシに、空き家バンクについての案内文を掲載しております。</p> <p>また、市役所1階市民課待合ロビーのモニターや庁用車へのボディパネルなどでも、広報を継続的に行っております。</p> <p>今後につきましても、これらの広報を継続していくほか、各種相談会などでPRするなど、周知を図ってまいります。</p>
4	<p>P44 4-3 空き家対策の実施体制</p> <p>(5)関係機関との連携</p> <p>②自治会等との連携</p> <p>一番身近な町会・自治会の組織率が低下している。</p> <p>この問題を避けては解決が難しい。</p>	<p>空家等対策計画の策定にあたり、市内の空き家の状況を把握するために、令和3年度に自治会のご協力を頂き、調査地区249地区中239地区の自治会から、お住いの地域の空き家について、ご回答を頂いております。</p> <p>今後も、安全・安心なまちづくりを進めるため、空き家に関する情報提供などのご協力を頂きながら、市民の皆様をはじめ、町会・自治会との連携を図ってまいりたいと考えております。</p>